

郷土室だより

平成5年1月31日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1

電話 3543-9025

刊行物登録番号 04-029

中央区の「みち」

(その2)

◇都市の中の道

このシリーズの第一回目(第七六号)では、主として明暦大火(一六五七)前後の江戸の町地の中の道のありかたについて見てきました。

今回はそれに続いて、道を中心とした町の構造などにふれて見ることにしましょう。

第七六号でも書いたように、江戸時代の「町」は、公道をはさんで、その両側に沽券地(町人の私有地)の街郭が形成されている形が、もともと標準的な姿でした(後出の図を参照)。

ですから、いきなり脱線するようですが、公道の片側だけにしか町並みがない町はかなり珍らしい存在でした。

そうした町は「片町」と呼ばれて、一般の町とはちがうことが強調されました。

大江戸八百八町ならぬ実際には約一八〇〇か町もあつた江戸の町の中で、「片町」は

- 芝金杉、毘沙門堂の前。○谷中七面堂(延命院)の所。○駒込片町(東片町、西片町)―本郷追分の先。ともう一つの
- 駒込片町(吉祥寺門前)。○小石川南



近吾堂板「再版日本橋北内神田辺の図」の一部

片町（指ヶ谷町）。○牛込築地町片町（赤城下）。○牛込市ヶ谷片町（合羽橋のところ）。○浅草葺前片町（須賀橋の傍）。○浅草新片町（俗に中代地）。○浅草西鳥越町（元鳥越）。○飯倉片町（麻布狸穴の先）。○根津片町（谷戸川沿いの三浦坂の下）。○本所片町（石原町の御竹蔵の傍）。埋掘片町ともいう、大川沿い。○浅草新堀端阿部川町。○本郷片町（本郷田町又は小石川片町をいう）。片町ついでに言えば芝大門の所が「片門前」とも呼ばれています。

以上の「片町」を江戸時代の地図で確認しますと、一方に幕府の施設や大名屋敷があったり、同じく寺社の境内地があって、町はその片側にだけしか成立しえなかった場所だったことがわかります。そして片町のある場所は、当時の都心からはなれた場所にしか見られないことも、また一つの特徴だったといえましよう。

◇町の大小

江戸の中心的な市街地——その大部分は現在の中央区内にあったことはいうまでもありません。それでは中央区内にあった町の構造と寸法はどうだっ

たかを確認することにしましょう。まずもつとも標準的な「町」を、寸法的にみますと、第七六号で見たとおり道幅五〜六間から場所によっては一〇間幅の公道をはさんで、間口六〇間、奥行きが二〇間の街郭が二つ向きあっている形のものでした。

したがって標準的な「町」の面積は間口六〇間×奥行二〇間×二ブロックで、合計二四〇〇坪の広さでした。なおここで奥行きといういい方をしましたが、江戸時代には間口に対する奥行きを「裏行」といっていましたが、以後は「裏行」を使うことになりました。

なぜこのように裏行をもち出したかという点、江戸の町人居住地区である「町」の形は、原則としてすべて長方形に計画されました。そして町には長さ六〇間、四〇間、二〇間といった大小の規格がありました。このような間口の大小に対して裏行は江戸のどの町の場合も二〇間に統一されていました。

ですから「町」の大小を示す場合は、長さ（間口）何間の町といえ、すぐ

にその町の面積がわかったのです。つまり長さ六〇間の大町は前に書いたように、道の両側の間口が一二〇間×裏行で面積は二四〇〇坪であり、長さ四〇間の町は間口八〇間×裏行で一

六〇〇坪の「中町」であり、長さ二〇間の町の間口は四〇間×裏行で八〇〇坪の「小町」といった規格がありました。表紙の第一図でいうと空町一丁目は大町、同二丁目は大町、同三丁目は長さ四〇間の「中町」、十軒店は長さ二〇間の「小町」だった事がわかります。この図は公道をはさんで一つの町が成立していた有様が、よくわかるものといえます。

このような間口と裏行の関係は町人個人の土地所有の場合も同じで、例えば「本町通りの何町に間口五間の菜屋を営んでいます」といえば、五間×裏行二〇間で一〇〇坪の地所を持っていることを示しました。

なぜこのように「町」の間口にこだわるかといえますと、これも第七六号の「公道と私有地の境い」の項の最後のところでみたとように、公道に面した町人地の地所の間口は、江戸時代のすべての「税金」の課税標準としての意味を持っていたからです。

ここではこれ以上「税金」のことにくわしくふれることは止めますが、「町」としてのすべての「税負担」と、その町の構成員である地主の一切の「税負担」は、この間口の長さを基礎にして計算されたためです。

◇タテの町、ヨコの町

なぜこのような大小の規格ができたのかというと、江戸の町の並び方には二つの「向き」があったためです。

一つは江戸城を中心として放射状に伸びた道路に沿って並んだ町の列と、一つは現在の中央通り（むかしの江戸下町の範囲に限って言えば神田万世橋—今川橋—日本橋—京橋—銀座—新橋をつなぐ道路、江戸時代にはこれを

「通り町」または「通り町筋」と呼びました）に平行した町並み、つまり江戸城に対して同心円的な関係——これを現代的にいえば環状にちななる道路に沿った町の列がありました。

放射状の町並みを代表するのが現在も残る本町通りで、第一図にみるような順に、それぞれ長さ六〇間の大町が浅草橋方面に続いています。

本町通りの南側に平行する本両替町も大町であり、駿河町は長さ四〇間の中町だったことがわかります。

環状線ともいうべき通り町筋の場合ですと、前と重複するようですが日本橋のすぐ北側から始まる室町の列は一丁目六〇間、二丁目と三丁目はそれぞれ四〇間、そして本町に中断された形で長さ二〇間の十間店が続きます。

ですから通り町筋には本来の町並み

の「町」のほか、本町通りの系列の町並みもところどころに顔を出しているわけです。中央区内にあった「町」のほとんどは、このようなタテの町（放射線沿い）とヨコの町（環状線沿い）の列が、まるで織物の縞やカスリのように美事に織りなされた形で構成されてきました。

この二つの系列の「町」を、それぞれの道筋に「顔を出させる必要」があったために、大中小の町の規格が考え出されたものといつてよいでしょう。

こうした町並みの交差による各町の大小の発生は、江戸だけではなく京都や大坂のような大都市には共通なことでした。

大部分の都市は水陸の交通の要所に成立しています。ですから当然のこととしてその町並みは中心的な交通路線に沿ってできあがります。いかなればほとんどの都市は、江戸の場合の「通り町筋」に相当する町並みだけで成立していたといえるでしょう。ところがさきにもふれたように、交通路線が集中したり、城郭があったり王城や大きな寺社があったりする大都市の場合は、それぞれの異質な「町」の機能を統一的にちりばめて、一つの都会を形成しなければならぬわけで、限られた公道の長さを、どのように異質な「町」

の系列に配分するかは、その都市の基本的な「都市計画」だったわけです。

このような事柄を考えに入れた上で第一図を改めて見ますと、二つの系列の町が美事に配列されていることがわかります。なお江戸時代の地図は例示した地図に限らず、二つの系列ごとに町名の記載の向きを変えてあります。決していまの感覚で町名の書き方が乱雑だなどと早合点しないでほしいものです。

◇鎖状の町

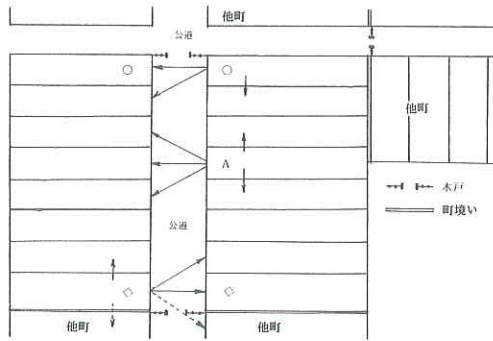
こうした公道に関する寸法的な事柄の外に、各町の中心をなす道路は江戸住民の最も身近な空間でした。

むかしから都市における最小のコミュニティを意味する「ことば」として「向う三軒両隣り」という表現が知られています。

「向う三軒両隣り」とは公道を中心にして第二図にみるような近隣関係のことです。つまり自分を含めた六軒のコミュニティが都市生活のいちばん基礎的な単位であることを、いいあらわしたものです。

そして興味深いことは、その単位は六軒ごとに独立したものではありません。ちょうど鎖がつながるように一軒ずつ

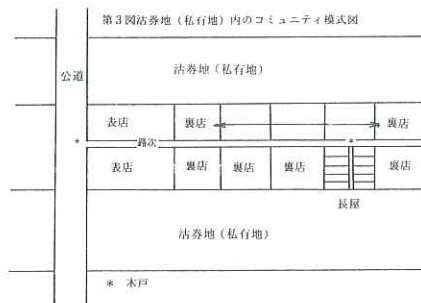
重なる形で続いていたことです。ただし第二図の町はずれの○印と◇印の場合はお互いに「向う二軒片隣り」だったことはいまでもありません。



第 2 図「向こう三軒両隣り」模式図

しかし○印の二軒の場合は公道で他の町とへだてられているので、厳密に「向う二軒片隣り」なのですが、◇印の二軒の場合のように町境に公道がなくして続いているような場所では、行政的にははっきりと区別がつけられ、物理的には図のように本戸がつけられているのですが、実際の日常生活や火災防止上の配慮のためには、やはり実質的な「向う三軒両隣り」の関係にあ

りました。さらに第三図にみるように、例えば第二図の A の地所の中は公道に面して二軒の表店が並び、その店と店の間に私道としての路次があつて、それを中心に裏店うらだなが立ち並んでいたとします。



第 3 図活券地（私有地）内のコミュニティ模式図

この場合も私道を中心に、裏店の住民それぞれにも第二図のような「向う三軒両隣り」の関係が成立していたことはいまでもありません。そしてこの裏店の中の一區画に長屋がつくられている場合も、長屋の通路兼ドブ板を中心に、そこにも「向う三軒両隣り」の関係があつたのです。つまり公道に面した活券地に居住す

る階層（地主・地借層）における「向う三軒両隣り」と、それぞれの地主が所有する沽券地の中における裏店と呼ばれる家並みの人々（店借層）にも、さらにはその裏店が長屋だった場合には長屋住まいの店借の人々たちの間にも、公道つまり表通りの「向う三軒両隣り」の関係と同じような「つながり」があったのです。

◇連座制のチェーン

都市の最小のコミュニティの「つながり」を維持するためのもつとも大きな要素は、それぞれの「向う三軒両隣り」の人々を強く規制した連座制にありました。

この場合の連座制とは、「向う三軒両隣り」の六軒の中の一軒から、一人の法令違反者や犯罪人が出ると、最低五軒の隣り合った家の住人は、すべて違反者や犯罪人の受ける処罰に応じた罰を受けなければなりませんでした。

事件によっては一つの町全体が連帯責任を負う場合も珍らしくはなく、さらにはその町を含めて、同じ名主の支配下にある数町から十数町といった広範囲に連帯責任が及ぶこともありました。

現在、こうした事情を全く無視した

形で「下町人情」がもてはやされている傾向が強いのですが、「下町人情」の実態は相互監視が基本的な事であり、その監視を完全にするために「相互扶助」が奨励されたといえますし、

落語が「原典」になってしまった江戸下町の長屋の生活——隣同士でコメ・ミソ・ショウウの貸借りといった関係を、義理人情の華とみるか、相互監視の手段とみるか、これは論が分かれるようですが、実際には相互監視のネットワークが主流だったことは、「原典」を注意深く鑑賞すれば、おのずからわかることです。

話を本道にもどして「道」というものの性格を改めて整理して見ますと、交通路としての役割はもちろんなのですが、公道、私道の別なく（さらに私道には横町の路次、長屋の通路としてのドブ板の上など）、人の通路がそれぞれの階層のコミュニティの中心に据えられていたことがわかります。

そして第二図で見たように町境内には公的な木戸があり、その木戸の管理は自身番屋（本来は地主自身が勤務する事務所——実際は地主の使用人である家主）が「大家」が「開閉し、公道（表通り）から裏店に通じる路次の入口にも私的な木戸があり、さらにその一画が長屋だとすると、その長屋

の入口にも木戸があるという厳重さでした。

くり返すようですが江戸の「町」というものはこのように非常に閉鎖的なものでした。木戸は連座制を支える具体的な都市施設だったのです。

これを現在の具体的な場所の状況に強いて重ね合わせてみますと、例えば京橋図書館と中央区役所のある築地一丁目一番を中心に「地主」の「向う三軒両隣り」を想定しますと、近隣の二〜六番の五つの街郭がそれに当たります。つまり宝華水産ビル・中野里ビル・永楽ビル・光琳ビル・築地警察署との近隣関係が「地主同士」のコミュニティを形成します。

そして一番の地所の中の図書館、区役所、区役所別館の三軒が、いわば店借層の近隣関係だといえるでしょう。さらにそのそれぞれの部や課——区役所ビルのフロア別の部課の配置状況が裏店や長屋の關係に例えられるでしょう。より一般的には民間の「雑居ビル」に異なる経営体の企業が、目白押しに入居している状況だといってもよいでしょう。

そしてこうした大小の近隣関係の中心になるのは、公道・私道の別なく、またビルの内外を問わず人間の通路としての「道」であることはいりまでも

ありません。

◇日本の都市の広場

近代までの世界の都市の比較において、日本の都市の特徴の一つは西欧の都市と比較した場合、西欧の概念での広場のスペースを全く欠いていることが指摘されてきました。

確かに最大の都市江戸では、市民がつどう西欧式広場も、武家用の閩兵や訓練用の広場も皆無でした。また西欧都市のように教会を中心にした広場に当るものもありませんでした。

強いて広場的なスペースを挙げれば火事の延焼防止用の防火空地（これが町人地にある場合は「広小路」、武家地の場合は「火除明地」と呼んだ）がありました。それが人々の日常生活空間の役目はありませんでした。

しかしこれまでに見てきたように、「向う三軒両隣り」の關係の中心的な施設としての「道」は、都市機能としてはヒトとモノと情報伝達場として十二分に広場の役割を果たしていました。

日本の都市における広場の意味は面積的なひろがりを目指すのではなく、「道」が連座制を支える重要な都市施設であり、その意味では、江戸市の中いたるところが広場でもあったわけなの

です。

◇五人組のこと

ここで特につけ加えたいことは、この都市における「向う三軒両隣り」と、農村部におけるいわゆる五人組制度とは全くちがうものだったということで見ます。五人組をたとえば『広辞苑』で見ますと、

「江戸幕府が村々の百姓、町々の地主・家主に命じて作らせた隣保組織。近隣の五戸を一組とし、火災・盗賊・浮浪人・キリシタン宗徒等の取締り、また婚姻・相続・出願・賃借等の立会と連印の義務、納税・犯罪の連帯責任を負わせたもの。」

とあります。「村々の百姓、町々の地主」は、いわゆる市民権をお上から認められた階層を指す用語ですから、その近隣五戸ということは本百姓の旦那衆だけの五人組という意味になり、村でいえば水呑百姓（みづのみひやくせい）小作や日傭（ひよう）取り層は、五人組の数のうちに入らないことになりません。それではこの「隣保組織」は役に立たないので、階層を問わず、実際に隣り合った五戸で相互監視をしたわけです。

江戸の場合も原則的には、地主の五人組なのですが、実際には地主の使用

人である家主が、それぞれの地所内の地借・店借層を把握して、家主だけの五人組を作って住民を支配しました。つまり江戸の五人組は実際に隣り合った人々の五人組ではなく、かなりへだたてて同じ町内に居住する町役人としての家主の五人組だったのです。

話が五〇年前のことに飛びますが、太平洋戦争中、戦時下の人々の生活を強力に左右した町内会・隣組制度は、近代戦の真最中に封建制度下の相互監視組織を復活させた点に、大きな特徴がありました。

◇庇地の種類

このように江戸の町を制度的に支えた「道」の、構造的にもっとも大きな特徴は、第七六号で図示して説明したように、主要な公道にはほとんど庇と呼ばれたアーケードがあることでした。

そしてこの庇の軒先の線が公道と沽券地（私有地）の境であり、大部分の江戸の地主たちはその私有地から三尺の土地を公道に続く庇地として、公共用に提供していたのです（第七六号の第一図参照）。

その中で特例的なものとして、中央区の区民文化財である『寛保沽券図』の大伝馬町老丁目図（京橋図書館所蔵）

の写真を紹介して、

「本町通りに面した大伝馬町のアーケードは、一般の町の倍の幅（つまり一間）があったわけで、その道路側半分（三尺）は幕府の公共用地、半分（三尺）が私有地」

だと述べ、「現存する沽券図を見る限りでは、庇が一間というのは大伝馬町老丁目だけ」

だと書きました。この大伝馬町の庇の大きさに関して「伝馬役」公用の輸送機関としての、馬の「立て場」が必要だったための特例」だとみなして、通り町筋（とおりまちすぢ）東海道の実質的な起点である南伝馬町（現在の京橋一丁目二丁目）の沽券図を確かめたいとも述べました。

◇南伝馬町の場合

区民文化財になった京橋図書館の『寛保沽券図』以外に、現在の中央区内にあった町人居住地区の沽券図が、かなり現存していることは、随分むかしから知られていたことでした。その沽券図の一つのグループは現在

都立中央図書館の特別文庫に収集された江戸東京関係の資料の中に含まれている二枚の沽券図と、何枚かの沽券図を合成して作られたと思われる「本町

附近絵図」があります（ちなみにこの特別文庫は大正天皇の即位記念に創設されたものです）。

もう一つのグループは徳川幕府から明治政府に移管された「旧幕引継書類」の中にある二四枚の沽券図で、これは現在、国立国会図書館が所蔵しています。そしてこの二つのグループの資料は早くからそれぞれの図書館が目録を作って公にしているものです。

筆者はこの「郷土室だより」を書くために、改めてこの二つのグループの沽券図を確かめる事にし、まず南伝馬町を見るために昨秋、有栖川公園の紅葉の並木をくぐって特別文庫に行きました。

特別文庫における南伝馬町を含む地域の沽券図の表題は、町名なしの「沽券絵図」というものでした。区民文化財の『寛保沽券図』はどれも一枚ずつの地図になっていますが、この沽券図は冊子形式のもので、美濃紙に地図を書き、それを二つ折りにしてとじたもので、表紙を除いた地図の丁数は一五丁（現在の頁の数え方でいえば三〇頁）のものでした。

内容は「宝永七寅年（一七一〇）九月書上扣（ひきかえ）」であり、絵図の範囲は「南伝馬町三丁分 同所通共、南伝馬町式丁目之内 通三丁目代地、南鞆町、南

塗師町、松川町壱丁目・式丁目」と書かれ、その終りに「諸證文帳綴込之内 天保九戌年（一八三八）秋別冊二致置」とあります。

この範囲を現在の町名でいうと、主に中央通りに面した八重洲二丁目と京橋一丁目の一部ということになります。

そしてこの絵図の作成年は「区民文化財」の沽券図や国会図書館の沽券図のグループのものより三四年も前に作られた——つまり現在では区内の沽券図の最古のもの控え——この場合の「控え」の意味は、正本は名主を通じて町年寄に提出され、副本は地元各町の事務用だったことを指します。さらにこの副本は作られてから一二年後に、地元各町の「諸證文帳込之内」から分けられて保存されました。

分けられた理由は、「諸證文」つまり町有公文書の中でも、とりわけ利用回数が多かったためとも考えられます。

◇はたして亭間

まっ先きに南伝馬町の庇地の部分を見ますと、第七六号の大伝馬町の写真とはほぼ同じ内容で、つぎのように記されています。

「但 此通在来より京間亭間之庇下 御座候 内間半ハ御公儀地ニ而間半

ハ町並之裏行式拾間之地之内ニ而御座候由申伝候」

念のため大伝馬町の書き方を見ると「此墨引の内古来より田舎間亭間通

之庇御座候 内間半ハ公儀地ニ而間半ハ町並裏行式拾間地内ニ而御座候由申伝候」

で、内容的に最もちがう事は大伝馬町が田舎間一間、南伝馬町は京間亭間という事で、この差異の原因の解明は「江戸町割論」——江戸の都市計画の基本的な前提を明らかにする作業になるだろうと考えられます。

そのことはさておき両町とも庇地の土地区分の事実を書いた終りに「申伝候」と述べている点特徴的です。

「申伝え」だということを、公文書に明記して後世に伝えていくわけで、庇地制度の最初は法規に定められて実施されたものではなく、幕府（この場合は町奉行——町年寄当局）と町人（地主）との間の慣習法的措置から生じたものとも考えられます。

このように考えますと「申伝え」という表現の意味が、おぼろげながら浮き上がってくるような気がします。——この「道」シリーズは次号に続きます。

三芳 亘

——郷土室より——

◇新刊図書のお知らせ◇

『昭和前期日本商工地図集成』首都圏編 昭和三年（同十二年）（柏書房刊）

この地図は原題を「大日本職業別住所入索引付信用案内細地図」といい、当時、各地の商工業の開業、営業計画や一般人の旅行、買物案内として使用されていたものです。

表面には、各都市域ごとの索引付の約四千〜一万分の一の大縮尺地図をベイスに、官公庁・学校・神社・教会・銀行・映画館・各種組合・工場・質屋などが記載されており、裏面には、業種の一覧（住所・電話番号付）案内記が添えられています。

中央区の地図は 日本橋区 昭和六年四月三〇日印刷 京橋区 昭和八年十二月二三日発行 のものが収められています。 請求番号（K6031A二）

去る12月12日（土）の東京を語る会には、講師にれんが研究家の鬼頭日出雄先生をお招きし、「赤レンガ いまむかし」と題して、お話ししていただきました。皆様には多数ご参加いただき、ありがとうございました。

——東京を語る会のお知らせ——

第68回東京を語る会を、次のように開催いたします。

『銀座煉瓦街と自由民権運動』

講師 野口 孝一 氏

（川崎市立工業高等学校教諭） 日時 平成5年3月13日（土）

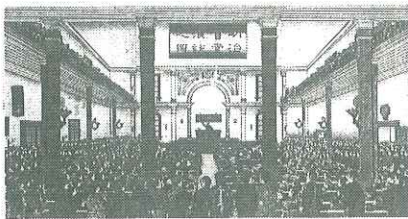
午後2時〜3時30分

会場 中央区立京橋図書館 鑑賞室

野口先生には第24回東京を語る会でも、「銀座の歴史」と題して、ご講演いただいています。

今回は、先生の近著『銀座煉瓦街と首都民権』（悠思社刊）を中心にお話していただく予定です。

多数のご参加をお待ちしております。



明治会堂演説之図